

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
歯周インプラント指導医審査施行細則

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）認定制度規則（以下「規則」という）第7条の規定に基づき、本会歯周インプラント指導医審査に関し必要な事項を定める。

第2条 申請者は、次の各号に定める歯周インプラント指導医申請書類を認定審議委員会に提出しなければならない。

- (1) 歯周インプラント指導医申請書(様式 1-3)
- (2) 歯周インプラント認定医認定証(コピー)
- (3) 業績目録。論文(様式 3-1)、学会発表(様式 3-2)、学会における活動、地域歯科保健における活動(様式 3-3)
- (4) 本会歯周インプラント指導医 1 名の推薦書(様式 4-3)
- (5) 歯周インプラント指導医申請患者一覧表：5 症例(様式 5-3)
- (6) 歯周インプラント指導医症例報告(様式 6-3 様式 7)
- (7) 歯周インプラント認定医制度生涯研修記録簿
- (8) 履歴書(様式 8)
- (9) 歯周インプラント指導医認定申請料(郵便振替払込金領収証のコピー)

第3条 認定審議委員会による歯周インプラント指導医審査は、毎年1回以上実施し、本会は3か月前までに歯周インプラント指導医審査の公示を行うものとする。

第4条 歯周インプラント指導医審査

歯周インプラント指導医審査の申請では、申請者は次の各号に従わなければならない。

1. 書類審査「症例提出用テンプレート」(ppt, pptx版)を用いること。

- (1) 全ての症例はメンテナンスまたはサポーターティブペリオドンタルセラピー(SPT)まで進んでいる5症例を提示する(治療終了後少なくとも6か月以上経過し、さらに長期症例であれば望ましい)。
- (2) 歯周炎患者で、インプラントを用いて包括的に治療を行った症例。
- (3) インプラント周囲炎の治療を行った症例(他の医療機関での埋入を含む)。
- (4) インプラントに歯周形成手術を応用した症例(AAP Glossary of Periodontal Terms 2019 に準じて骨造成、軟組織移植等によりインプラント周囲組織環境を整えた症例)。
- (5) 上記(3)と(4)の症例に関しては、それぞれ1症例ずつ加えても良い。
- (6) メンテナンスまたはSPT時に適正に機能している残存歯が10歯以上存在すること。
- (7) 初診時、メンテナンス又はSPT時のデンタルエックス線写真:(デンタル10枚法あるいは

は14枚法が望ましい。しかし初診時に限り症例の概要が説明できるものであれば、10枚以下あるいはパントモ撮影の写真でも可。前歯から臼歯への移行部、最後臼歯の（第三大臼歯を除く）遠心の骨形態が把握できること）を添付すること。インプラント治療の把握にCT画像等があれば資料を添付する。

第5条 合否判定

認定審議委員会は総合的な審査を行い、その合否結果を本会理事会に報告する。

2.合否判定の細則、審査方法は別に定める。

第6条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、令和6年6月17日より施行する。